

生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (期間 (再/再々) 延長)

フリガナ			
①氏名			
②生年月日	年	月	日 満 () 歳
③電話番号			④性別 男・女

⑤期間 (再/再々) 延長が必要な理由

申立事項

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入 (月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入 (月額) が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

私は、年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の (再/再々) 延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

広島市長殿

申請者氏名

(注 意 事 項)

1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

【参考】生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第27条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

2 受給中は、離職の場合又は則第3条第1号に規定する場合（廃業）においては公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
また、則第3条第2号に規定する場合（休業等）においては誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。

3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。

4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。

5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。

6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。

7 則第17条に基づき、本給付金は原則として賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

8 上記で申告した収入額・資産額について証明することのできる書類は、自治体から後日求めることがありますので、（再/再々）延長申請後も適切に保管して下さい。

(添 付 書 類)

1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類

- ・参考様式6 職業相談確認票
- ・参考様式7 常用就職活動状況報告書
- ・自立相談支援機関報告様式（改・参考様式9）
- ・その他支援プランに応じた活動実績を証する書類等
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入金額が確認できる書類
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

【注意！】

12月中（手続きが翌月にずれ込む場合を含む）に延長、再延長、再々延長申請を行う者については、添付書類の（改訂前に係る）参考様式9以外は省略可能です。

令和3年1月以降は、受給月数にかかわらず、求職活動を行う必要があります。